

第1回環境保全対策会議を開催しました。

桜川市内の廃棄物の不法投棄や土砂等の土地埋立て等に関する環境問題について、関係機関等の調整を図り問題解決に向けて協議するため、初めての第1回環境保全対策会議（議長：小林達徳副市長）を令和3年11月15日（月）大和庁舎大会議室で開催し、下記のとおり協議しました。

なお、市長が公約に掲げた事業であります。

記

会議開催日 令和3年11月15日（月）午前10時から午前11時30分まで
場 所 桜川市役所大和庁舎3階大会議室

会議の内容

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - ・桜川市環境保全対策設置要綱について
 - ・桜川市内の現状について
 - ・その他

会議の公表

議長あいさつ（小林達徳副市長）

本日は、茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室の藤川室長をはじめ、茨城県林政課並びに県西県民センター、県西農林事務所、筑西土木事務所、桜川警察署の皆様には、大変ご多用の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度以降、本市では、友部地区での林地開発や、今泉地区での残土の不法投棄といった無許可での土砂等の盛土・堆積、不適切な産業廃棄物の保管など、その懸念等が生じております。

本市といたしましても、これらの案件に対して、厳正に対処していくことは勿論のこと、何よりも関係機関の皆様方との情報の共有、そして連携した対応が大変重要であると考えております。また、桜川市議会、そして市民の皆様も、これらの案件に対して、私ども行政の対応に高い関心を持っております。

このようなことから、今回、桜川市では、これらの案件に関して、環境関係機関との情報の共有と、対策を協議するための場として、「桜川市環境保全対策会議」を立ち上げることとし、本日お集まりいただいた次第です。

これらの案件は、関係する法令や手続きが多岐にわたるとともに、どのような案件がその事態に至るかというのは、必ずしも明確に想定できない面もあります。また、事態の認知が遅れれば遅れるほど、解決が困難となるケースも多くみられます。この会議では、現在発覚している事案の監視の強化、関係者による情報の共有、解決に向けた対策について

協議することは勿論ですが、許認可の段階での関係者による情報の共有や、市内全域のパトロールの強化などにより、未然に事案の発生を防止していく方策についても検討していきたいと思えます。

今後、案件の解決と、再発の防止にむけて、より強固に取り組みを進められますよう、本日までご参加いただきました皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

本日、第1回目の開催となりますが、まずは市内の案件の現状について情報共有させていただき、今後の対応方策や、皆様方との情報共有の持ち方についてご協議いただければと考えております。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

協議事項1 桜川市環境保全対策設置要綱について ※協議資料1

- ・桜川市、茨城県、警察署の関係機関で構成する会議要綱を協議し承認された。
- ・第3条第3項の組織以外の出席は、説明意見を聴き、協議時は退室するものとした。

協議事項2 桜川市内の現状について ※資料非公開

- ・市内で発生している無許可たい積事案、廃棄物等の不適切なたい積等の事案について現状の報告を受け、今後、協議・情報共有のための事案ごとにカルテ化し、更新を行い、そのカルテを基に協議していくこととした。カルテ内容等は次回会議で協議する。

協議事項3 その他

- ・公表については公開できるものは公表していくこととした。

以上

協議事項（１）環境保全対策会議要綱について

桜川市環境保全対策会議要綱

令和3年11月__日

（目的）

第1条 桜川市内の廃棄物の不法投棄並びに土砂等による土地の埋立て等に関する環境問題について、関係各機関等の調整を図り問題解決に向けて協議するため、環境保全対策会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 会議は、次に掲げる機関の者をもって組織する。

- （１）桜川市
- （２）茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課
- （３）茨城県県西県民センター
- （４）茨城県筑西土木事務所
- （５）茨城県県西農林事務所
- （６）桜川警察署
- （７）前各号に掲げる機関ほか、桜川市が必要と認める機関等

（会議）

第3条 会議は、必要に応じ副市長が招集する。

2 会議の議長は副市長とし、副市長に事故あるときは市民生活部長がその職務を代行する。

3 議長は、必要に応じ前条に定める組織以外の者の出席を求め、説明及び意見をきくことができる。

4 会議の協議事項は、その都度市長に報告するものとする。

（公表）

第4条 会議は原則非公開とする。但し、会議の協議を経て公表することができる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、市民生活部生活環境課が行う。

（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月__日から実施する。